

尖閣諸島に対する日本の実効的支配

—沖縄本土復帰以降の白書等に見る尖閣諸島—



廣瀬 肇
(海上保安大学校名誉教授)

はじめに

尖閣諸島で中国漁船がわが巡視船へ故意に衝突させた事件は、平成22(2010)年9月7日であった。それから今日までの間、ビデオがYouTubeに流されて大騒ぎになる等もあいまって、大きく国民の関心を集めたことは記憶に新しい。本論稿では、沖縄が日本に復帰して以来、『海上保安の現況』（白書）や『海上保安レポート』、『海上保安庁30年史』や『海上保安庁50年史』等の資料から、尖閣諸島について触れている部分を抜き出し、これをどのように記述してきたかを、見ておこうとするものである。

白書の時代は、その作成過程¹から考えるに、かなりの制約の中で記述されたものと思われるが、たとえ表面的であってもその時々々の政府の見解を反映していることは事実であり、政府が国民に知らせてもよいと考えていた内容と解してよいものと思われる。また、ある種自由な記述が可能となった『海上保安レポート』になってから、写真が多用され視覚的な情報が多くなったというものの、解説の行間には滲み出る本音を垣間見ることのできるように思われる。ここではそれらの記述を、改めて跡付けてみようとするものである。

1 尖閣沖の中国漁船による故意衝突事件

この事件は近い過去のことではあるが、最初に新聞報道の内容を概観しておきたい。事件発生は平成22年9月7日であり、翌日の各紙は、「中国漁船、巡視船と接触・尖閣沖・海保立ち入り検査」といった見出しだっ

¹ 内容的に関係がある場合には、関係各省庁と摺合せをしていたと聞いていた。

た。その内容は、海上保安庁に入った連絡によると、7日午前10時15分頃、東シナ海の尖閣諸島の一つ、久場島の北北西約12kmの領海内で、哨戒中の海上保安庁の巡視船「よなくに」が、違法な操業をした後に逃走していた中国のトロール漁船と接触したと報じていた。

同報道によると、「よなくに」は船尾が接触し甲板支柱が2本破損したが、けが人はなかった。漁船は現場近くにいた巡視船「みずき」の停船命令にも従わずに航行を続けた。午前10時56分頃には、久場島の北西約15kmの海上で同漁船を追跡中の「みずき」とも接触し、「みずき」は船体が約3メートルにわたって損傷し、支柱5〜6本が破損した。漁船は午後1時前に停船し、約20人の海上保安官が海上保安庁法に基づき立ち入り検査を実施した。漁船には中国人15人が乗っており、けが人はない。

さらに同報道は、海上保安庁（以下、場合によっては「海保」と略。）によると、2005年から09年までの5年間に、違法操業などを行っていた外国漁船の検挙件数は、領海内で10件、排他的経済水域内で16件あった。今年（2010年）2月にも、硫黄島南東の領海内にいた台湾のはえ縄漁船が、海保の立ち入り検査に応じず逃走し、巡視船と接触した。船長を漁業法違反（立ち入り検査忌避）容疑で現行犯逮捕したこともあった。そして、外務省の北野充・アジア大洋州審議官は7日、尖閣諸島近くの領海内で中国漁船が違法操業後に逃走して海上保安庁の巡視船に接触したことを受け、在京中国大使館を通じて「違法操業は遺憾だ。指導・監督をきちんとしてほしい」と中国政府に抗議した。これとの関係で、中国側は「尖閣諸島は日本の領土ではなく、違法操業にあたらぬ」と反論したということも報道された。

海上保安新聞²は、「尖閣領海内で操業・中国漁船船長逮捕・停船命令無視2巡視船に接触」の見出しで、概略以下のように記述している。

9月7日午前10時15分ごろ、尖閣諸島・久場島の北北西約12kmの領海内で11管区本部巡視船「よなくに」と操業中の中国籍トロール船「閩普漁5179」(166トン)が接触した。漁船は「よなくに」の停船命令を無視して逃走、同日午前10時50分ごろ、同島北北西約27kmの海

² 海上保安協会、2961号、9月9日。

上で停船命令を繰り返しながら併走していた巡視船「みずき」にも接触した。「みずき」は漁船に接触し乗り込んだ海上保安官が海上保安庁法に基づく立ち入り検査を行った。調べによると、漁船の船籍は中国・泉州。詹其雄船長（41）ら乗組員 15 人は全員中国籍。11 管は 8 日午前 2 時過ぎ、魚釣島の北約 7 km の日本領海内で詹船長を公務執行妨害容疑で逮捕した。調べによると詹容疑者は、7 日午前 10 時 55 分ごろ、久場島北西約 15 km の海上で停船命令を出しつつ追跡していた「みずき」に対し突然大きく転舵、右舷中央部付近に衝突させるなどして、同巡視船に乗組む海上保安官の職務執行を妨害した疑い。中国漁船は「よなくに」、「はてるま」に伴走され、8 日午前 7 時 25 分ごろ、石垣港に回送された。石垣保安部は領海内の違法操業についても取り調べることにしている。接触された 2 巡視船の損傷は「よなくに」がヘリデッキの支柱 1 本折損など、「みずき」が右舷中央部に凹みと長さ 3 メートル、高さ約 1 メートルの擦過痕など。

平成 23 年度版『海上保安レポート 2011』は、この事件を「巡視船に衝突させた中国漁船船長を逮捕」として、いの一歩として次のように記述している。

平成 22 年 9 月 7 日、尖閣諸島周辺の我が国領海内において、巡視船「よなくに」が操業中の中国トロール漁船「ミンシンリョウ閩晋漁 5179」に対し領海外へ退去するよう警告を実施中、中国人船長が当該漁船を巡視船「よなくに」に衝突させ、さらに停船を命じつつ追跡していたところ、当該漁船が巡視船「みずき」にも衝突させました。その後も停船命令に従わずなおも逃走を続けたため、我が国領海外において強行接舷の上、海上保安官が乗り移り停船させ、当該漁船の中国人船長を公務執行妨害容疑で逮捕しました³。

同レポートは、「よなくに」への衝突と題して、この事件を以下のようさらに詳細に述べている⁴。

〈「よなくに」への衝突〉

平成 22 年 9 月 7 日、尖閣諸島周辺海域をしよう戒中の巡視船「よな

く」が、領海内で操業中の中国トロール漁船「ミンシンリョウ閩晋漁 5179」を発見し、領海外へ退去するよう警告を行いました。当該漁船は揚網後に航行を開始し、午前 10 時 15 分、久場島の北北西約 12 km の我が国領海内において、自船を「よなくに」に衝突させました。

〈停船命令・追跡〉

当該漁船は衝突後も航走を続けたため、巡視船「みづき」「はてるま」が停船命令を実施し、追跡を開始しました。

〈「みずき」への衝突〉

午前 10 時 56 分、久場島の北北西約 15 km の我が国領海内において、当該漁船は突然左に舵を切り、追跡中の「みずき」に衝突させました。〈強行接舷、停船〉

「みずき」「はてるま」により進路規制、放水規制を段階的に実施しましたが、なおも停船しないため、久場島の北北西約 27 km の我が国領海外において、「みずき」が強行接舷し、海上保安官 6 名が乗り移って当該漁船を停船させました。

〈船長逮捕〉

8 日午前 2 時 3 分、魚釣島西端から約 8.7 km の我が国領海内において、当該漁船船長を「みずき」乗組員に対する公務執行妨害の容疑で逮捕し、9 日午前 10 時 41 分、那覇地方検察庁石垣支部に身柄付送致し、平成 23 年 1 月 20 日、外国人漁業の規制に関する法律違反（我が国領海内における操業）及び「よなくに」乗組員への公務執行妨害の容疑で追送致しました。平成 22 年 9 月 25 日、同人は処分保留のまま釈放され、平成 23 年 1 月 21 日に不起訴（起訴猶予）処分となりました。

この事件に関し、平成 23 年 1 月 1 日付の海上保安新聞紙上で鈴木久泰長官は次のような内容の年頭の挨拶を述べている。

9 月 7 日に尖閣諸島周辺海域で中国漁船衝突事故が発生したのです。前原前大臣はじめ政務三役と私が出席して⁵審議が行われている最中に、巡視船「よなくに」と「みずき」に対する二度の衝突についてメモで報告がありました。昼過ぎに審議が終了し本庁に戻ったすぐ後に、「みずき」が強行接舷し、当該漁船を停船させました。現場から衛星通

³ 平成 23 年度版『海上保安レポート 2011』、海上保安庁、004 ページ。

⁴ 注 3 書、021 ページ。

⁵ 参議院国土交通委員会の閉会中審査が行われていた。

信で送られてきたビデオ映像をみると、中国漁船が巡視船に当たってきたことは明らかでした。公務執行妨害容疑で逮捕する方針を固めて、政務三役や官邸に報告の上、深夜に逮捕状をとって翌8日未明に船長を逮捕しました。

石垣保安部から那覇地検石垣支部に9日に身柄付送致を行った後、10日間の勾留に続いて10日間の勾留延長が行われていた途中の9月24日、突然那覇地検から釈放の記者会見が行われました。高検、最高検にも協議した上での検察当局の判断であり、海上保安庁は黙って現場の守り続けることとしました。実際、尖閣諸島周辺海域に中国の漁業監視船が現れており、領海線の警備が急務だったのです。

ただ、国会では、閉会中審査や10月1日に開会した臨時国会で、なぜ釈放したのかかビデオ映像を公開すべきではないかという議論が激しく行われていました。ビデオ映像については、衆議院からの提出要求を受けて、二度の衝突の前後を抽出した約7分間の映像が提出され、11月1日には衆参の予算委員会の委員限定で視聴会が開催され、私は説明役として出席しました。

この中国漁船衝突事故との関連で問題が生じたことが、尖閣諸島の領有問題について、国民に強くアピールすることとなったということ、また中国側からの一方的な主張であったとはいえ尖閣の帰属について事実上争いがあることは否定できない状況が現出されたといえる。しかし争いと言っても現状では軍事的意味合いを帯びていないところが⁶、本件問題の微妙な内容を物語っているように思われる⁷。

2 昭和47年から平成8年までの『海上保安の現況』（白書）等に見る尖閣の記述⁸

海上保安庁を国民に分かりやすく知らせる手段は、現在、写真も多く

6 尖閣周辺の海域では、中国国家海洋局や漁業局の船舶対我が国の海上保安庁の巡視船間で、いろいろやりとりがあるのであって、中国海軍や海上自衛隊の自衛艦は出動していない。

7 読売新聞の平成23年12月16日の編集手帳には、次の内容の記事が掲載されている。「中国人と日本人が喧嘩をした。警官が来ると、中国人が言った。『喧嘩の発端は日本人が殴り返してきたことです』…中国という国は、どうも、自分の方から最初に繰り出した一撃は棚に上げ、被害者のふりをしたがるところがある。」

8 沖縄が日本に返還された昭和47年から平成8年までの間の広報誌を取り扱っている。

興味を引く体裁の『海上保安レポート』であるが、それ以前は、『海上保安の現況』という表題のいわゆる「白書」であった。これらの広報資料は、他省庁との関係もあり、内容的に制約を多く受けていたと思われるが、資料的な価値があるので、尖閣諸島に関する記述を跡付けてみる。

沖縄の本土復帰は昭和47年5月15日である。これについて、『海上保安庁30年史（増補版）』は、以下のように述べている。

海上保安庁は、昭和47年5月15日の沖縄復帰以降、尖閣諸島周辺海域に、第11管区海上保安本部の巡視船又は必要に応じて他管区から派遣した巡視船を常時一隻投入して同諸島周辺海域のしょう戒を開始した。しょう戒を開始した5月中に、尖閣諸島周辺の領海内に不法入域した外国漁船は26隻であり、すべて台湾漁船であった。これらは、尖閣諸島周辺が好漁場であるため領海内において操業を行うため、あるいは尖閣諸島に上陸して海鳥の卵を採取するため、又は飲料水を補給するために領海内に不法に入域していたものであった。海上保安庁はこれら不法入域船舶に対し、我が国の領海・領土であることを告げて退去させ、悪質なものに対しては、法令の定めるところにより適正な措置をとっている⁹。

として、事の重大性を感じさせるような記述ではない。これは、中国そのものがまだ発展途上であり、商船、漁船、公船、軍艦は、SEA POWERと称するほどには至っていなかったことを示しているものと考えている。

昭和47年を記述した昭和48年7月版『海上保安の現況』（以下、『現況』という。）では、「領海警備」項目の「ハ. 尖閣諸島周辺海域」で以下のように述べている¹⁰。

海上保安庁は、尖閣諸島周辺海域に常時巡視船をしょう戒させ、外国船舶による領海侵犯、不法上陸等の警備に当たっている。沖縄復帰以降12月31日までに同島周辺のわが国領海を侵犯した船舶の状況は、第41図〔省略〕の通りであり、そのほとんどが台湾漁船である。これらは尖閣諸島周辺が好漁場であるところから、領海内で操業したり、

9 『海上保安庁30年史』（財）海上保安協会、昭和54年5月、112ページ。

10 昭和48年度版『海上保安の現況』、海上保安庁、昭和48年7月、102ページ。